

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年9月1日（令和4年（行情）諮問第507号）

答申日：令和5年4月17日（令和5年度（行情）答申第23号）

事件名：「訓練資料3-03-04-11-07-1 各個の戦闘訓練」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「訓練資料3-03-04-11-07-1 各個の戦闘訓練 陸上幕僚監部 平成7年7月（表紙からはしがきまでを除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年6月1日付け防官文第10678号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

原処分における不開示理由として、処分庁は法5条1号及び3号に該当するとしているが、法令の解釈適用を誤った違法な処分であるから、これを取り消し、不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。

##### （2）意見書

令和4年（行情）諮問第507号事件に係る諮問庁の理由説明書に対する審査請求人の意見は次の通り。

##### ア 諮問庁の理由説明書に対する所見

諮問庁の理由説明書において示した不開示とした理由（説明書付紙は、原処分の行政文書開示決定通知書（令和4年6月1日付け防官文第10678号）の不開示とした部分とその理由（通知書別紙）と同旨のものであって、審査請求人の不服に対して理由を弁明したものとはいえず、理由説明として失当である。

また、審査請求人の「原処分における不開示理由として、処分庁は5条1号及び3号に該当するとしているが、法令の解釈適用を誤った違法な処分であることから、これを取り消し、不開示とした部分

を開示するとの裁決を求める。」（審査請求の理由）との主張に対して、「本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。」と説明しているが、その理由は前述の通り原処分と同様の説明のみであって、理由がない。

仮に諮問庁が原処分を妥当と主張するのであれば、さらに詳細な理由説明が必要であることは論をまたず、審査会において諮問庁に対し補充説明などの指揮をとられたい。

#### イ 結語

よって、諮問庁の説明には理由がなく、原処分を取り消し、不開示部分を開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊教範「各個の戦闘訓練」」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「訓練資料3-03-04-11-07-1 各個の戦闘訓練 陸上幕僚監部 平成7年7月」（以下「特定文書」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年8月20日付け防官文第14329号により、特定文書の表紙ないしはしがきまでについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和4年6月1日付け防官文第10678号により、本件対象文書について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「原処分における不開示理由として、処分庁は法5条1号及び3号に該当するとしているが、法令の解釈適用を誤った違法な処分であるから、これを取り消し、不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。」として、原処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥

当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年9月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月3日 審議
- ④ 同月11日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年3月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年4月12日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は本件対象文書の一部を法5条1号及び3号により不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

###### (1) 別表の番号1の不開示部分について

当該不開示部分は、自衛隊員の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員には公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとのことであった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

###### (2) 別表の番号2及び番号3について

当該不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練及び現有装備品の性能等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度並びに装備品の質的能力が推察され、悪意を有する相手方を

して、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	本文の 21 頁及び 143 頁のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人を識別することができ，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	本文の 137 頁， 138 頁，147 頁， 148 頁及び 150 頁のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育・訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	本文の 228 頁及び 229 頁の一部	自衛隊の現有装備品等の機能及び性能に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の装備品等の質的能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。